

日衛連NEWS

Japan
Hygiene Products
Industry Association

発行 / 日本衛生材料工業連合会

特集

「ウエットワイパー類の自主基準」改定ならびに 「除菌を標榜するウエットワイパー類の自主基準」制定

安全性への消費者ニーズの高まりを受けて、日本清浄紙綿類工業会では新たに除菌標榜に関する自主基準（『除菌を標榜するウエットワイパー類の自主基準』）を制定するとともに、『ウエットワイパー類の自主基準』の一部改正を実施。平成25年4月からその運用を開始しました。今後は除菌訴求に関する指針を示すことでウエットワイパー類の適切な使用と安全性の確保が可能になります。



目次

ウエットワイパー類の用途による分類

【コラム】日本清浄紙綿類工業会とは？

品質を考慮した商品選択の目安になる『WWマーク』

『安全・衛生自主基準』について

■安全・衛生基準における品質基準 ■安全・衛生基準における製造管理基準

『表示・広告自主基準』について

「ウエットティッシュ」の表示・広告自主基準

除菌を標榜するウエットワイパー類の自主基準

【コラム】「殺菌」と「除菌」の違いって何？

■製品の除菌性能基準 ■製品の安全性基準 ■表示基準

『「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準』

抗菌自主基準

ウエットワイパー類についての相談窓口

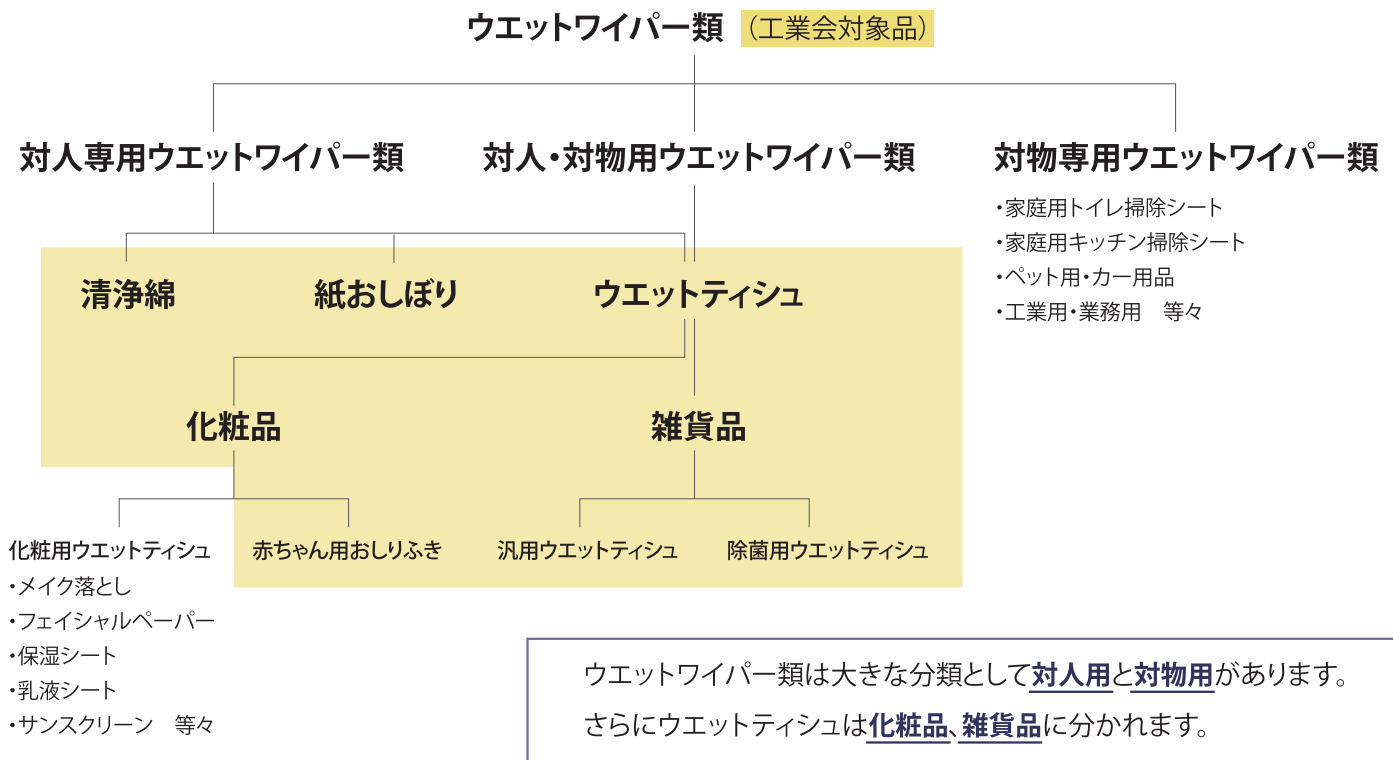
日本清浄紙綿類工業会加盟企業一覧

ウェットワイパー類の用途による分類

ひと口にウェットワイパー類といっても用途や使用対象さまざまです。大きな分類としては対人用と対物用にわかれており、日本清浄紙綿類工業会では対人専用ウェットワイパー類および対人・対物両用ウェットワイパー類を対象商品としています。なお、対人専用ウェットワイパー類には、清浄綿、おしりふき、紙おしぼり、お手ふきなどがあり、清浄綿は医薬部外品、おしりふきの中でも乳幼児用おしりふきは化粧品として製造する必要があります。これは、清浄綿は粘膜の清浄に使用可能

であり、一般的に皮膚の弱い乳幼児を対象とするおしりふきは、より安全性を配慮し、薬事対象製品に指定されています。

雑貨品である対人専用の大人用おしりふき、紙おしぼり、お手ふき、対人・対物両用ウェットティッシュは誰でも自由に製造販売することが可能です。しかしながら、人体に使用するものであるだけに、日本清浄紙綿類工業会では安全性を担保するための自主基準を作成し、品質向上と安全性の確保に努めて製造されています。



日本清浄紙綿類工業会とは？

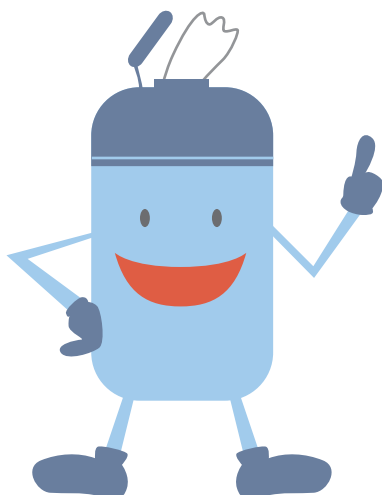
日本清浄紙綿類工業会は、清浄綿、おしりふき、ウエットティッシュ、紙おしぼり、お手ふきなどの製品を製造販売または輸入販売する会員企業63社で組織されています。自主基準の遵守等を通じて、消費者への情報提供や会員相互の情報交換、自主基準に基づく品質向上・適正表示等、安全な商品の普及活動に取り組むとともに市場の健全な育成に努めています。

品質を考慮した商品選択の目安になる『WWマーク』

用途によってさまざまな種類にわけられるウエットワイパー類ですが、薬事法で規制される一部の製品を除いて法的な規制がありません。そうした状況を踏まえ、日本清浄紙綿類工業会では『ウエットワイパー類の安全・衛生自主基準』『「ウエットティッシュ」の表示・広告自主基準』『「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準』という3つの自主基準を制定。品目ごとに実施する年2回の定期試験(品質試験ならびに表示審査を

実施)合格製品に対して、『WWマーク』の表示を推奨することで、消費者ニーズに応えられる製品の提供に努めています。

なお品質に関わる試験は公正を期すため、第三者機関公益社団法人日本食品衛生協会により実施されます。また表示に関わる審査を工業会の技術委員会が担当しています。



ウエットティッシュや紙おしぼり、お手ふき等の総称である“Wet Wipes”の頭文字を図案化した『WWマーク』は、消費者にとって製品品質を考慮した商品選択の目安になっています。

『安全・衛生自主基準』について

『ウエットワイパー類の安全・衛生自主基準』は、その安全性および衛生性を確保することで、消費者により安全に使用してもらえる製品を提供することを目的としています。基準項目は大きく、製品の品質基準と製造工程における管理基準にわけられています。「品質

基準」は厚生労働省が定める化粧品の基準に準じたもので、下記の5項目を設定しています。また「製造管理基準」については、その設備や構造、衛生管理状況、さらには苦情対応の業務フローを設定。品質の維持・向上に取り組んでいます。

■安全・衛生基準における品質基準

- (1) 著しい変色および異臭がないこと。
- (2) 著しい蛍光または著しい汚染を疑わせる蛍光を認めないこと。
- (3) ホルムアルデヒドは、別に定められた試験に適合すること。
- (4) 一般生菌数は 1g 当たり、3,000 個を越えないこと。
- (5) 大腸菌群が検出されないこと。

■安全・衛生基準における製造管理基準

1.製造施設・構造について

- (1) 採光・照明・換気などに留意した構造であること。
- (2) 便所は隔壁によって製造所と区分されていること。
- (3) 製造所は防虫・防鼠に意を用いた構造であること。
- (4) 製造所内に作業者専用の手洗い施設を設けること。

2.衛生管理について

- (1) 製造所は常に清潔を保持し、不衛生な物品を持ち込まないこと。
- (2) 手指は消毒液などにより、常に清潔に保つこと。
- (3) 使用する原料・香料を取り扱う器具類は事前・事後に洗浄し、衛生的な状態に保つこと。
- (4) 着衣は常に清潔にし、落髪防止のため帽子または頭巾を着用すること。

3.品質管理について

- (1) 原料、基布および容器などは、管理単位ごとに試験成績書を3年間以上保存すること。
- (2) 製品は製造管理単位ごとに試験成績書を3年間以上保存すること。
- (3) 試験検査の実施に必要な量の製品を製造管理単位ごとに製品の品質保証期間以上保存すること。

4.苦情処理について

- (1) 不良品が発生した場合に即対応でき、かつ原因究明ができる体制を確立してあること。
- (2) 製品の品質等に関して苦情があったときは
 - ① 苦情に係わる事項の原因を究明し、必要な場合には所要の措置を講ずること。
 - ② 苦情の内容、原因、所要の処置などを記録した苦情処理記録を作成し、3年間以上保存すること。

『表示・広告自主基準』について

日本清浄紙綿類工業会が定める表示・広告自主基準は、『「ウエットティシュ」の表示・広告自主基準』と『「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準』の2つに分けられます。その理由は前項で紹介したようにウエットティシュが対人・対物両用のウエットワイパー類に分類される一方で、紙おしぼりやお手ふきが対人専用のウエットワイパー類であるためです。

薬事法により雑貨品、化粧品では、身体への除菌効果を標榜できません。当然、紙おしぼりやお手ふきでは一切の除菌効果をうたえないというわけです。なお、『「ウエットティシュ」の表示・広告自主基準』と『「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準』において、表示方法の統一を推奨しています。

「ウエットティシュ」の表示・広告自主基準

●品名

項目名を品名とし、「ウエットティシュ」と記載する。

●成分名

項目名を成分名とし、全成分表示とする。表示方法は「化粧品の全成分表示の表示方法について*」に準ずる。

*表示は配合量の多い順にされる。

●基布の寸法・入り数

項目名を寸法・入数または寸法・枚数とする。

なお入り数が1枚の場合は、入り数表示を省略できる。

●業者名

表記は下記から選択する。

- 1.製造者名のみを表記する。
- 2.販売者名のみを表記する。
- 3.製造者名と販売者名の両方を表記する。

表示例 1

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティシュ (商品名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
寸法・枚数	150mm×200mm、50枚
製造者名	日清工株式会社 KL
	〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3
	お客様相談室 03-6403-5351

表示例 2

(一社) 日本衛生材料工業連合会自主基準による表示	
品名	ウエットティシュ (商品名 ウエットタオル)
成分	水、エタノール、PG、メチルパラベン、香料
寸法・枚数	150mm×200mm、50枚
販売者名	日清工株式会社 KL
	〒105-0013 東京都港区浜松町1-2-3
	お客様相談室 03(6403)5351

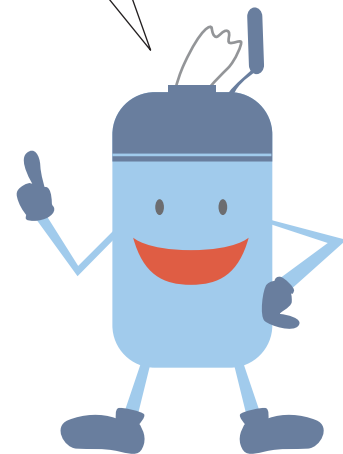
除菌を標榜するウエットワイパー類の自主基準

近年、消費者ニーズの多様化にともなって除菌を標榜するウエットワイパー類が数多く登場しています。そうした背景を踏まえ、日本清浄紙綿類工業会では消費者の正しい使用と安全性を確保するために『除菌を標榜するウエットワイパー類の自主基準』を新たに制定。後述の「製品の除菌性能基準」「製品の安全性基準」「表示基準」の3つの基準を満たした製品に対して、日本清浄紙綿類工業会が定める『除菌マーク』をパッケージに表示することと決めました。

なお、ここでいう除菌とは「拭き取ることにより、対象物の表面から増殖可能な細菌数(生菌数)を有効量減少させること」を指し、カビや酵母などの真菌類やウイルスは含みません。また本自主基準の対象は対人・対物両用ウエットワイパー類の対物性能に限られ、対人・対物両用ウエットワイパー類で身体を拭いた場合や紙おしぼり、お手ふき等の対人専用ウエットワイパー類、トイレや風呂まわり等の対物専用ウエットワイパー類は含みません。



左記のマークは除菌に関する厳しい自主基準をクリアした製品に表記されますが、除菌効果はあくまでも対物を対象としたものであり、対人への効果をうたうものではありません。



「殺菌」と「除菌」の違いって何?

安全意識の高まりから、市場には「殺菌」「除菌」などをうたった商品が数多く出回っています。普段、何気なく手にしているそれらの商品ですが、「殺菌」と「除菌」って何が違うのでしょうか？薬事法により医薬品や医薬部外品以外の殺菌標榜を禁じているため、雑貨品、化粧品では殺菌は表記することはできません。ウエットワイパー類の「除菌」は「拭き取ることにより、対象とする硬質表面(手指などの身体部分を含まない)から増殖可能な細菌数(生菌数)を有効量減少させること」を言います。

■製品の除菌性能基準

『除菌を標榜するウェットワイパー類の自主基準』で定める試験方法を用いて、製品の除菌性能基準を満たしていることを確認しなければならない。

■製品の安全性基準

日本清浄紙綿類工業会が別途定める『ウェットワイパー類の安全・衛生自主基準』（前項参照）を遵守するとともに、配合成分についても安全性を確認しなければならない。また、必要に応じて最終製品での試験を実施し、製品の安全性を確認すること。

■表示基準

日本清浄紙綿類工業会が別途定める『「ウェットティッシュ」の表示・広告自主基準』（前項参照）とともに薬事法を遵守しなければならない。また、消費者の誤認を避けるため、製品容器または被包のほか、パンフレットや広告、ホームページなどで下記の規制項目を表現してはならない。

規制項目

●手指を含む身体部分の除菌の標榜 ●手指の拭き取り専用製品での除菌表示 ●特定菌名・特定ウイルス名の標榜 ●病気や疾患の予防を類推させる標榜 ●医療機関や疾病を類推させる表現 ●薬事法が適用される医療機器や介護機器への使用の標榜 ●キズや粘膜への使用の標榜、など

『「紙おしぼり」・「お手ふき」の表示・広告自主基準』

表示・広告自主基準がウェットティッシュと紙おしぼり・お手ふきにわかれている理由は、用途範囲・形状が異なっているためです。紙おしぼり・お手ふきは表示面積が小さく、必要項目が外箱に表示されるのが一般的です。そのため、個別包装は簡略表示となります。厚生労

働省が定める薬事法では、身体に対する除菌効果が標榜できません。また、抗菌加工に関しては一定の基準（「抗菌自主基準」）をクリアした製品であれば、対人・対物両用と対人専用のいずれも標榜が可能となります。

抗菌自主基準

日本衛生材料工業連合会では、紙おしぼりやウエットティッシュをはじめとした製品を対象に「抗菌自主基準」を制定しています。ウエットワイパー類の抗菌とは、開封するまでの製品表面の細菌増殖を抑えることを言います。「抗菌性能基準」「安全性能基準」「表示基準」の各基準を満たした製品に対して『抗菌マーク』の表示を推奨しており、一定の抗菌性能を持つ製品の提供や抗菌加工製品の正しい利用法等の周知をすすめています。



ウエットワイパー類についての相談窓口

日本清浄紙綿類工業会加盟企業一覧

アオト印刷株式会社	03-3601-9136	大三株式会社	0887-54-1112
旭化成ケミカルズ株式会社	03-3296-3200	大成薬品工業株式会社	0875-52-6661
阿蘇製薬株式会社	096-232-3933	株式会社ティー・エイチ・ティー	0568-65-7171
イデシゴヨー株式会社	0545-51-1003	株式会社ディプロ	0896-74-5904
イワツキ株式会社	03-3966-8371	株式会社トレードワークス	03-5468-7271
株式会社ウチダ	03-6806-8795	株式会社ニチエイ	072-290-3330
宇和特紙株式会社	0894-62-2125	株式会社日東社	079-246-1561
エーザイ株式会社	0120-161-454	日本製紙クレシア株式会社	03-6665-5302
王子キノクロス株式会社	03-6327-1020	パイル化学工業株式会社	046-286-2881
王子タイムリー株式会社	03-6327-1030	白十字株式会社	0120-01-8910
王子ネピア株式会社	0120-985-041	ハクソウメディカル株式会社	06-6942-0451
オオサキメディカル株式会社	0120-15-0039	服部製紙株式会社	0120-089614
オーピーパーム株式会社	03-3259-1011	ハヤシ商事株式会社	088-852-0535
花王株式会社	0120-165-695	ピジョン株式会社	03-5645-1188
カクイ株式会社	099-254-2131	株式会社フクヨー	0897-41-1700
株式会社カナエテクノス	0875-56-0850	フマキラー株式会社	0077-788-555
川本産業株式会社	06-6943-8956	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	0120-021329
光洋産業株式会社	03-3252-1705	平和メディック株式会社	0577-33-0511
株式会社コーヨー化成	0545-36-2320	株式会社ペーパーテック	0896-58-3965
小林製薬株式会社	06-6203-3673	丸三産業株式会社	0893-25-1486
三愛株式会社	06-6692-3377	溝端紙工印刷株式会社	0736-22-3000
三昭紙業株式会社	088-854-0521	株式会社睦化学	048-285-2161
ジェイソフト株式会社	03-5298-1690	明星産商株式会社	088-804-8111
昭和紙工株式会社	0875-52-5486	ユニ・チャーム株式会社	0120-573-001
株式会社杉山	0545-32-1771	株式会社ユノス	06-6322-4021
スズラン株式会社	0120-603-855	ライオン株式会社	03-3621-6611
第一衛材株式会社	0875-52-3131	株式会社ライフ堂	06-6292-1188
大一紙工株式会社	0545-35-2424	株式会社ララ	0897-43-5151
大衛株式会社	06-6921-7373	レック株式会社	0875-56-9860
大王製紙株式会社	0120-205-205	和光製紙株式会社	088-892-1195
大幸薬品株式会社	06-6382-1095	和光堂株式会社	0120-88-9283
大黒工業株式会社	0896-24-2140		